

## 三井生命の議決権行使への取り組みについて

当社では、国内株式の議決権行使について、以下の考え方にもとづいて取り組んでいます。

### [資産運用に関する考え方]

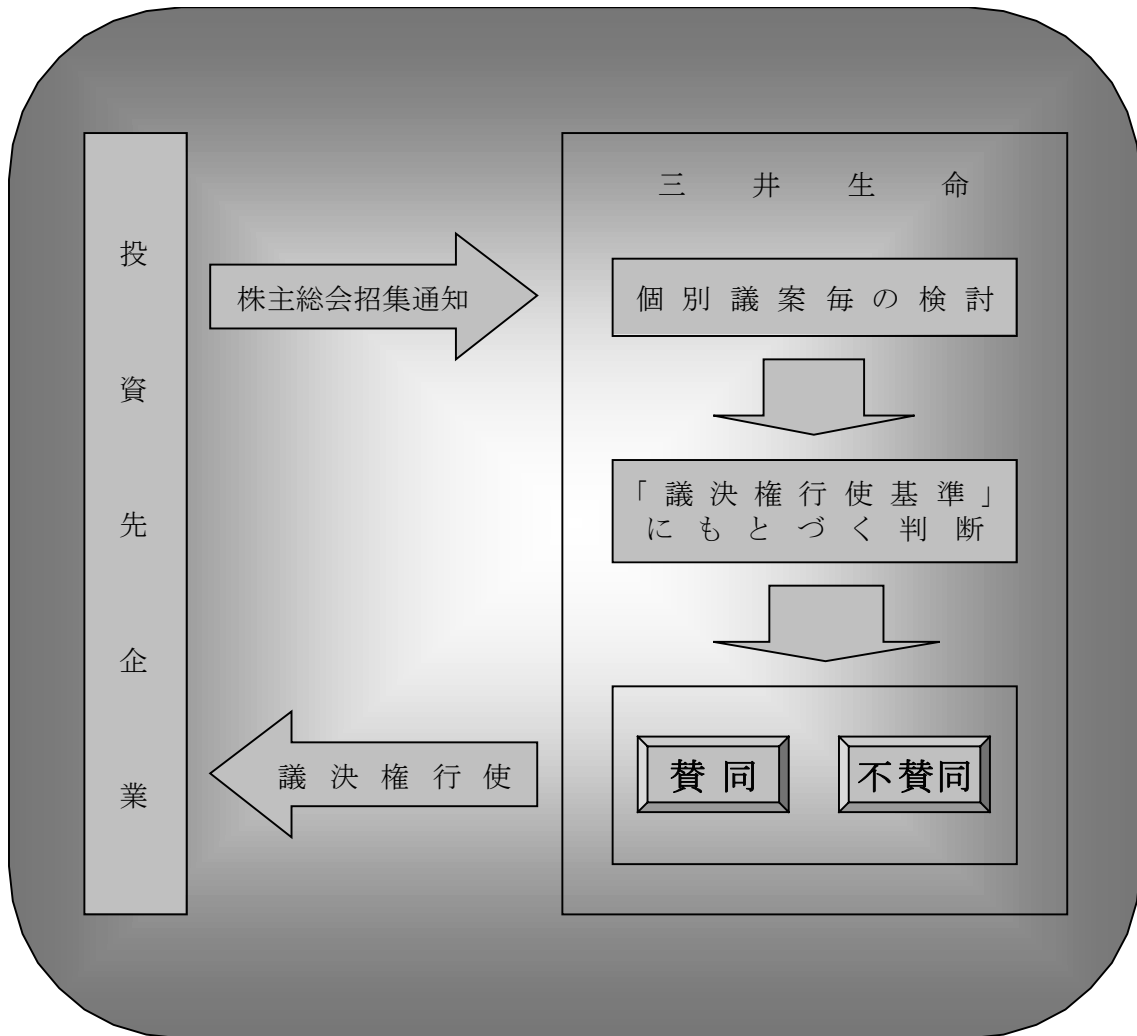
- ◆ご契約者さまへのお支払いに備えるため、長期・安定的な資産運用を基本方針としています。
- ◆株式投資に関しては、上記基本方針の下で、企業の収益性、安全性、成長性等を基準に投資判断を行い、投資先企業の企業価値向上を通じて中長期的に利益を得ることを目指しています。

### [議決権の行使に関する考え方]

- ◆議決権行使を適切に行うことは、投資先企業の企業価値向上を通じてご契約者さまの利益に資するものと考えており、加えて、機関投資家としての社会的責任を果たす上でも重要であると考えています。
- ◆このような考えの下、企業活動に関して適切な情報開示が行われているかどうかに留意した上で、株主が信任した経営者による判断を尊重しつつ、議決権行使を行います。
- ◆個々の議案について、投資先企業の経営状況を中長期的な視点を踏まえて確認し、必要に応じて投資先企業へのヒアリングを行うなどにより、判断しています。

### [議決権の行使に関する社内体制とプロセス]

- ◆当社では「議決権行使基準」を制定しており、これにもとづき、投資先企業で行われる株主総会の全議案について確認を行います。
- ◆例えば以下のような議案について、株主価値を減ずる内容がないか、社会的責任に反する内容がないかなどの検討を行った上で、賛同・不賛同の判断を行っています。
  - 取締役、監査役の選任
  - 剰余金処分（配当金、役員報酬等）
  - 財務戦略、事業内容の変更 など
- ◆賛同・不賛同の決定にあたっては、全件について社内の意思決定手続きを経た上で、議決権行使を行っています。



[議決権の行使状況]

- ◆当社が不賛同とした過去の事例としては、「既存株主に不利な条件での新株予約権の発行」、「妥当性を欠く買収防衛策の導入」、「赤字等業績低迷時の役員退職慰労金支給」などがありました。